

庁内の法務推進体制の見直しについて

— 市役所の職員として必要な法務能力を身に付けていくための取組 —

総務部総務課法務係

取組の主な内容

- ① 法務係 + 弁護士職員の法律相談の仕組みづくり
- ② 仕事に身近なところから始める法律の勉強会の開催

取組の目標・目指すイメージ

- 「答えを聞いて終わってしまう」法律相談ではなく、担当課職員も法務係と弁護士職員と一緒に考えて問題を解決していく。
- 職員一人一人が法的に考えることを自然と意識して業務を行うことができるように。
- 仕事の中で問題が起きたときに、自ら考えて解決できる基礎体力づくり！

「これまでの課題と思うこと。」

これまでの法律相談（課題）

- これまで、法務係の職員が法律の逐条解説や行政実例などを調べて担当課に伝え、それでも解決できないことは、顧問弁護士に相談に行くという形で行うことが多かった。
- このため、法務係が「伝えて」、担当課が「聴く」スタイルで、担当課が「やりたいこと」にマッチしないと消化不良になることもありました。
- また、顧問弁護士への相談は、高度な法的知見を得る機会ですが、「専門家の考えを受け身で聴く場所」になりやすく、しっかり生かしていくには法的に咀嚼する力が必要です。

課題に対する取組（試み）

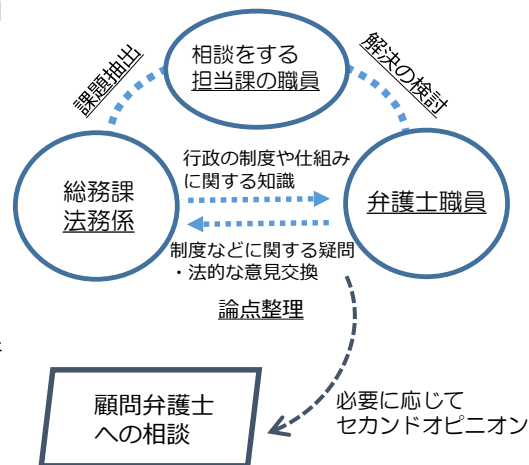
- 平成31年4月に、特定任期付職員として弁護士職員を任用し、これをきっかけに、顧問弁護士相談のような「質問」ではなく「職員として一緒に考える」法律相談の仕組みづくりに取り組んでいます。
- 法務係職員と弁護士職員のそれぞれの強みを生かし担当課職員の相談に迅速に対応しつつ、対話を大切にして、一緒に考えて問題を解決できるように心がけています。
- また、これまで職員が何となく前例どおりにやってきた業務や自分では中々勉強できない法律の分野をテーマに勉強会を開催し、課題・問題を抽出する力を付け「法的に考える」きっかけづくりに取り組んでいます。

① 法律相談の仕組みづくり

相談体制の概要

- 令和元年度からの総務課法務係の法律相談は、「担当課」「法務係」「弁護士職員」が右の図のようにそれぞれの特性を生かして、一緒に課題解決に向けて話し合う仕組みにしました。
- また、顧問弁護士に相談するように、「資料をしっかりと用意して」「時間を決めて」「責任者も同席して」という時間のかかる準備をしなくても、気軽に相談することができ、「迅速で」「適切な」法律相談ができるようになりました。
- 顧問弁護士に対する相談は、重要な案件にセカンドオピニオンとして行うようにしたため、件数も減り、職員の負担の軽減にもつながりました。

新たな法律相談体制のイメージ図



② 仕事に身近なところから始める法律の勉強会の開催【職員課とのコラボ企画】

- 主に若手職員を対象にして、比較的少人数で、知りたいこと、知っておくべきことがしっかりと身に付き、職員がこれから自分で調べたり、勉強する際の足掛かりになるような勉強会を目指しています。R1年度講師：総務課 石垣専門監（弁護士職員）

	開催日	テーマ	参加人数
第1回	R1.11.14	親族（親子・兄弟姉妹）の法律関係、相続の仕組み	17人
第1回(続編)	R1.12.6	〃	17人
第2回	R1.12.23	法律の中での期間の計算、消滅時効5年って？	12人
第3回	R2.1.23	債権基礎編～債権の種類と債権の回収手続～	11人
第4回	R2.2.14	債権応用編～払ってくれない人にはどうするの？～	8人
特別編	R2.2.26	改正民法と契約事務	8人
第5回	R2.3.19	登記簿の見方と戸籍の調査方法を身に付けよう	14人

【目に見える成果について】

① 総務課の法律相談対応件数

令和元年度 約500件

スピード感のある相談体制で課題に対応！

② 顧問弁護士相談件数

H28～H30 平均100回程度

③ 勉強会参加者数

参加者 のべ87人

若手職員の学ぶ意欲に自然につなげる。

令和元年度 35回

回数と事務の負担は半減で効率倍増！